

労災保険からのお知らせです

あなたは通院費を

請求していただけますか？

労災の通院費の支給対象が変更になりました この機会にぜひ確認してください！

支給対象となる通院は、居住地又は勤務地から、原則、片道2km以上（※1）の通院であって、次の①から③のいずれかに該当するものです。

- ① 同一市町村内の適切な医療機関（※2）へ通院したとき
- ② 同一市町村内に適切な医療機関がないため、隣接する市町村内の医療機関へ通院したとき
（同一市町村内に適切な医療機関があっても、隣接する市町村内の医療機関の方が通院しやすいとき等も含まれます。）
- ③ 同一市町村及び隣接する市町村内に適切な医療機関がないため、それらの市町村を超えた最寄りの医療機関へ通院したとき

※1 片道2km未満の通院であっても、通院費の支給対象となる場合があります。

※2 適切な医療機関とは、傷病の診療に適した医療機関をいいます。

この取扱いは、平成20年11月1日以降の通院から適用になります。

詳細につきましては、最寄りの労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。